

○西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

令和元年9月20日条例第14号

改正 令和2年11月27日条例第25号

西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める額を超えない範囲内において、別表第2に定める勤務態様に対応した支給単位により、規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しい職にある者の報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項の規定により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、西東京市一般職の職員の給与に関する条例(平成13年西東京市条例第34号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬の支給)

第3条 月額の報酬の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 日額及び時間額の報酬は、月の初日から末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した総額を翌月15日に支給する。ただし、その日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日を支給日とする。

3 会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

第4条 任命権者は、会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、当該正規の勤務時間を超えた勤務1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額に給与条例の適用を受ける職員の例による勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を給与条例第17条に規定する時間外勤務手当に相当するものとして支給する。この場合において、当該時間外勤務手当に相当する額の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 任命権者は、会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、通勤の事情等に応じ、1月当たり55,000円を超えない範囲内で規則で定める方法により算定した額を同条に規定する通勤手当に相当するものとして支給する。この場合において、当該通勤手当に相当する額は、会計年度任用職員の区分に応じ任命権者が定める日に支給する。

(報酬等の支払等)

第5条 報酬の支払については給与条例第3条の規定を、報酬からの控除については給与条例第4条の規定をそれぞれ準用する。第7条に規定する期末手当についても同様とする。

(費用弁償)

第6条 会計年度任用職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、西東京市職員の旅費に関する条例(平成13年西東京市条例第36号)の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して25日を超えない範囲内において任命権者が定める日に支給する。基準日前1月以内に死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の125を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」とする。

別表第1 (第2条関係)

| 月額 | 日額 | 時間額 |
|----------|---------|--------|
| 405,000円 | 21,000円 | 2,700円 |

別表第2 (第2条関係)

| 勤務態様 | 支給単位 |
|----------------|------|
| 日又は時間を単位としない勤務 | 月 |
| 日を単位とする勤務 | 日 |
| 時間を単位とする勤務 | 時間 |